電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（免許を要しない無線局） **第六条**　法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 ［一～三　略］ ［２・３　略］ ４　法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一　略］ 二　次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。） ［(1)～(9)　略］ (10)　移動体識別（設備規則第三条第十六号に規定する移動体識別をいう。第十六条第二号において同じ。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの ［(一)・(二)　略］ ［(11)～(13)　略］ ［三～十一　略］ （登録の対象とする無線局） **第十六条**　法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一・一の二　略］ 二　設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備（同号ニただし書に該当するものを除く。）を使用する構内無線局（専ら移動体識別用で使用するものに限る。） ［三～十二　略］ （無線電力伝送用構内無線局の条件） **第三十二条の八の三**　無線電力伝送（無線設備が、送信設備から発射された電波を受信することにより行う電力の伝送をいう。）用で使用する構内無線局は、混信を防止し、及び人体にばく露される電波の強度が人体に危害を及ぼすことのないよう、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。 （定期検査を行わない無線局） **第四十一条の二の六**　法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。 ［一～二十三　略］ 二十四　構内無線局（空中線電力が一ワットを超えるものを除く。） ［二十五・二十六　略］	（免許を要しない無線局） **第六条**　［同上］ ［一～三　同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ ［(1)～(9)　同上］ (10)　移動体識別（設備規則第二十四条第十五項に規定する移動体識別をいう。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの ［(一)・(二)　同上］ ［(11)～(13)　同上］ ［三～十一　同上］ （登録の対象とする無線局） **第十六条**　［同上］ ［一・一の二　同上］ 二　設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備（同号ニただし書に該当するものを除く。）を使用する構内無線局 ［三～十二　同上］ ［新設］ （定期検査を行わない無線局） **第四十一条の二の六**　［同上］ ［一～二十三　同上］ 二十四　構内無線局 ［二十五・二十六　同上］